

# 古民家カフェ店主募集概要

**募集期間** 令和元年 7/1(月)~7/31(水)

**出店者概要説明会** 随時

**エントリー締め切り** 7/31(水)

**審査** 書類 面談 試食(飲み物・お菓子など)

**出店者決定** 8月上旬

## 募集概要

「日本民家園では、カフェの店主を募集します！」

日本民家園では、来園者向けのサービスの一環としてカフェの営業を行います。カフェの目的は、古民家の魅力を再発見できるような、ほっとできるくつろぎの場を提供することです。9月~11月の土日祝に行う、カフェの店主を一般公募します。

**営業予定日** 9月中旬以降~11月下旬を予定

## 募集の条件

- ① 文化財で行うカフェ営業の趣旨を深く理解頂ける方。
- ② 調理師、もしくは食品衛生責任者の資格を有する方。
- ③ 提供するお菓子類は、製造許可のある施設でつくられたものに限ります。
- ④ 出される飲み物(アルコール不可)やお菓子等は、試飲・試食を面談時に実施し、出店者を決定する際の判断材料にします。
- ⑤ **【この企画に際し、出店者が準備するもの】**  
冷蔵庫・食材・食器・メニュー表・釣銭・IHヒーター等の調理器具・養生の為の資材等  
その他、保健所に営業許可申請費用  
出店者決定後、保健所の許可を受けて下さい。  
(使用できる電力量に制限あり 10アンペア×3台) ※直火の使用不可
- ⑥ 出店者には現地概要説明会(文化財を傷つけないための注意他)を行います。
- ⑦ 出店料として売上の2割をお支払い下さい。(電気代・水道代・宣伝広告費に充当します。)
- ⑧ 調理スタッフ、サービススタッフは店主が雇用。接客対応や円滑な営業に問題があると認められた場合には改善をお願いすることがあります。

## 【特記】

- ・イベント開催時には利用者が集中することがあります。また野外博物館であり、入園者のみの利用という点から、天候によっては売り上げが見込めない場合があることをご承知おきください。
- ・文化財住宅を使用するにあたって、カフェ使用中は日本民家園管理班職員が立ち合うこともあります。また、文化財使用上のお約束をお守り頂けない場合は、即時閉店をお願いいたします。
- ・売上げ明細(品名、単価、個数等)の報告、提出をお願いいたします。

### 【川崎市側からの要望として】

- ・使用にあたっては事前に破損・汚損を防ぐための養生を十分に行う。実施の使用については民家園建築職員の指導を受けること。費用は出店者の負担とする。
- ・もし、文化財を破損した場合は、文化財建造物修理主任技術者による設計管理のもとで伝統工法による現状復旧工事を行うこと。工事費経費は出店者負担とする。
- ・原家内に持ち込むものは必要最小限とし、害虫・害獣による被害防止のため、営業時間外に食品を放置しないこと。
- ・電気器具は火災防止のため、破損した物や古い物は使用しない。概ねメーカーの補修用性能部品の保有期間内の物とする。

お問い合わせ 日本民家園 担当 園田  
(株) 日比谷花壇所属  
生田緑地日比谷花壇・日比谷アメニス・東急ファシリティサービス共同事業体  
(日本民家園 指定管理者)  
TEL:044-922-2181 FAX:044-934-8652  
Email:[rie.sonoda@hibiya.co.jp](mailto:rie.sonoda@hibiya.co.jp)

## 2019 秋古民家カフェ店主応募シート

氏名	
住所	
電話（自宅）	
電話（携帯）	
メールアドレス※	
現在お店を営業されている方	お店の名前  住所  電話
お持ちの資格に○	調理師    栄養士    食品衛生責任者
応募の理由	
自慢の品等、アピールポイント	

※メールアドレスはP Cからのメールを受け取れるものでお願いします。